

改 正 案	現 行
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第1項に規定する電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする電気通信事業の用に供する情報通信ネットワークをいう。</p> <p><u>4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第2項又は第4項に規定する電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする電気通信事業の用に供する情報通信ネットワークをいう。</u></p> <p>5 「その他の電気通信事業用ネットワーク」とは、電気通信回線設備用ネットワーク<u>及び特定回線非設置事業用ネットワーク</u>以外の電気通信事業用ネットワークをいう。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第1項<u>又は第2項</u>に規定する電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする電気通信事業の用に供する情報通信ネットワークをいう。</p> <p>4 「その他の電気通信事業用ネットワーク」とは、電気通信回線設備用ネットワーク以外の電気通信事業用ネットワークをいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>

第3 ～ 第5 (略)

別表第1 設備等基準

項目	対策	実施指針			
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク
第1. 設備基準					
1. 一般基準					

第3 ～ 第5 (略)

別表第1 設備等基準

項目	対策	実施指針			
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
第1 設備基準					
1. 一般基準					

(1) 通信センターの分散	ア	当該センターの損壊又は当該センターが収容する設備の損壊若しくは故障（以下「故障等」という。）が情報通信ネットワークの機能に重大な支障を及ぼす通信センター（以下「重要な通信センター」という。）は、地域的に分散して設置すること。	◎ *	◎ * -	○	○	○
	イ	重要な通信センターについては、他の通信センターでバックアップできる機能を設けること。	○	○	○	○	○
(2) 代替接続系統の設定		交換網の場合は、二つの重要な通信センター間を結ぶ接続系統の障害に対し、その代替となる他の通信センター経由の回接続系統を設けること。	○	○	○	○	○
(3) 異経路伝送路設備	ア	重要な通信センター間を結ぶ伝送路設備は、複数の経路により設置すること。	○	○	-	○	-

(1) 通信センターの分散	ア	当該センターの損壊又は当該センターが収容する設備の損壊若しくは故障（以下「故障等」という。）が情報通信ネットワークの機能に重大な支障を及ぼす通信センター（以下「重要な通信センター」という。）は、地域的に分散して設置すること。	◎ *	○	○	○
	イ	重要な通信センターについては、他の通信センターでバックアップできる機能を設けること。	○	○	○	○
(2) 代替接続系統の設定		交換網の場合は、二つの重要な通信センター間を結ぶ接続系統の障害に対し、その代替となる他の通信センター経由の回接続系統を設けること。	○	○	○	○
(3) 異経路伝送路設備	ア	重要な通信センター間を結ぶ伝送路設備は、複数の経路により設置すること。	○	-	○	-

の設置	重要な光加入者伝送路は、 イ ループ化等による2ルート 化を促進すること。	○	<u>＝</u>	－	○	－
	交換設備相互間を接続する 伝送路設備は、複数の経路 により設置すること。ただ し、地形の状況により複数 ウ の経路の設置が困難な場合 又は伝送路設備の故障等の 対策として複数の経路によ る設置と同等以上の効果を 有する措置が講じられる場 合は、この限りでない。	◎	<u>＝</u>	－	－	－
	三以上の交換設備をループ エ 状に接続する大規模な伝送 路設備は、当該伝送路設備 により囲まれる地域を横断 する伝送路設備の追加的な 設置の措置を講ずること。	◎ *	<u>＝</u>	－	－	－
(4)電気 通信回 線の分 散収容	重要な通信センター間を結 ぶ電気通信回線の収容は、 異なる伝送路設備に分散し て行うこと。	○	<u>＝</u>	－	○	－

の設置	重要な光加入者伝送路は、 イ ループ化等による2ルート 化を促進すること。	○	－	○	－
	交換設備相互間を接続する 伝送路設備は、複数の経路 により設置すること。ただ し、地形の状況により複数 ウ の経路の設置が困難な場合 又は伝送路設備の故障等の 対策として複数の経路によ る設置と同等以上の効果を 有する措置が講じられる場 合は、この限りでない。	◎	－	－	－
	三以上の交換設備をループ エ 状に接続する大規模な伝送 路設備は、当該伝送路設備 により囲まれる地域を横断 する伝送路設備の追加的な 設置の措置を講ずること。	◎ *	－	－	－
(4)電気 通信回 線の分 散収容	重要な通信センター間を結 ぶ電気通信回線の収容は、 異なる伝送路設備に分散し て行うこと。	○	－	○	－

(5)モバイルインターネット接続サービスにおける設備の分散等	重要な設備の事故等が全国的な又は相当広範囲の利用者に影響する場合は、当該設備について、地域的に分散して設置するとともに分散した設備を複数の経路で接続し、故障等による影響範囲を限定すること。	◎ *	◎ * -	-	-	-
(6)モバイルインターネット接続サービスにおける設備容量の確保	サーバー及びゲートウェイの設備は、通信量の増加を考慮した適切な容量のものを設置すること。	◎	◎	-	-	-

(5)モバイルインターネット接続サービスにおける設備の分散等	重要な設備の事故等が全国的な又は相当広範囲の利用者に影響する場合は、当該設備について、地域的に分散して設置するとともに分散した設備を複数の経路で接続し、故障等による影響範囲を限定すること。	◎ *	-	-	-
(6)モバイルインターネット接続サービスにおける設備容量の確保	サーバー及びゲートウェイの設備は、通信量の増加を考慮した適切な容量のものを設置すること。	◎	-	-	-

(7)予備の電気通信回線の設定等	ア	重要な伝送路設備には、予備の電気通信回線を設定すること。ただし、他に疎通確保の手段がある場合は、この限りでない。	◎	<u>—</u>	—	◎	—
	イ	重要な伝送設備には、予備の電気通信回線に速やかに切り換える機能を設けること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	◎
(8)情報通信ネットワークの動作状況の監視等	ア	重要な伝送路設備の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	<u>—</u>	—	◎ *	—
	イ	重要な電気通信回線の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	—	<u>◎</u>	◎	—	◎ *
	ウ	重要な伝送路設備の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	○	<u>—</u>	—	○	—
	エ	重要な電気通信回線の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	—	<u>○</u>	○	—	○

(7)予備の電気通信回線の設定等	ア	重要な伝送路設備には、予備の電気通信回線を設定すること。ただし、他に疎通確保の手段がある場合は、この限りでない。	◎	—	◎	—
	イ	重要な伝送設備には、予備の電気通信回線に速やかに切り換える機能を設けること。	◎	◎	◎	◎
(8)情報通信ネットワークの動作状況の監視等	ア	重要な伝送路設備の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	—	◎ *	—
	イ	重要な電気通信回線の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	—	◎	—	◎ *
	ウ	重要な伝送路設備の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	○	—	○	—
	エ	重要な電気通信回線の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	—	○	—	○

オ	交換設備には、トラヒックの疎通状況を監視し、異常ふくそう等を速やかに検知、通報する機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	<u>◎</u>	◎	○	○
カ	交換設備には、通信の接続規制を行う機能又はこれと同等の機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	<u>◎</u>	◎	○	○
キ	交換設備には、利用者に異常ふくそうを通知する機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	<u>◎</u>	○	○	○
ク	トラヒックの疎通状況を統合的に監視する機能を設け	○	<u>○</u>	○	○	○

オ	交換設備には、トラヒックの疎通状況を監視し、異常ふくそう等を速やかに検知、通報する機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	○	○
カ	交換設備には、通信の接続規制を行う機能又はこれと同等の機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	○	○
キ	交換設備には、利用者に異常ふくそうを通知する機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	○	○	○
ク	トラヒックの疎通状況を統合的に監視する機能を設け	○	○	○	○

	ること。					
ケ	災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を <u>行う場合は</u> 、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録する機能を設けること。	◎	◎	—	—	—
(9)ソフトウェアの信頼性向上対策	ソフトウェアを導入する場合は、品質の検証を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
	ソフトウェア及びデータを変更するときは、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	システムデータ等の重要データの復元ができること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ソフトウェアには、異常の発生を速やかに検知、通報する機能を設けること。	○	○	○	○	○
	ソフトウェアには、サイバー攻撃等に対する脆弱性がないように対策を継続的に講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎

	ること。					
ケ	災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を <u>行つた場合に</u> 、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録する機能を設けること。	◎	—	—	—	—
(9)ソフトウェアの信頼性向上対策	ソフトウェアを導入する場合は、品質の検証を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
	ソフトウェア及びデータを変更するときは、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	システムデータ等の重要データの復元ができること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ソフトウェアには、異常の発生を速やかに検知、通報する機能を設けること。	○	○	○	○	○
	ソフトウェアには、サイバー攻撃等に対する脆弱性がないように対策を継続的に講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎



	新しいシステムの導入に当たっては、実際に運用する場合と同一の条件や環境を考慮し、ハードウェアの初期故障、ソフトウェアのバグによる障害が可能な限り発生しないよう十分なシミュレーションを実施すること。	◎	◎	◎	○	○
	現用及び予備機器の切替えを行うソフトウェアは十分な信頼性を確保すること。	◎	◎	◎	○	○
	ソフトウェアの導入又は更新に当たってはウィルス等の混入を防ぎ、セキュリティを確保すること。	◎	◎	◎	◎	◎
	定期的にソフトウェアを点検し、リスク分析を実施すること。	◎	◎	◎	○	○
(10)情報セキュリティ対策	インターネットへ接続する場合は、ファイアウォールを設置して適切な設定を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
	インターネットへ接続する	◎	◎	◎	◎	◎

	新しいシステムの導入に当たっては、実際に運用する場合と同一の条件や環境を考慮し、ハードウェアの初期故障、ソフトウェアのバグによる障害が可能な限り発生しないよう十分なシミュレーションを実施すること。	◎	◎	○	○
	現用及び予備機器の切替えを行うソフトウェアは十分な信頼性を確保すること。	◎	◎	○	○
	ソフトウェアの導入又は更新に当たってはウィルス等の混入を防ぎ、セキュリティを確保すること。	◎	◎	◎	◎
	定期的にソフトウェアを点検し、リスク分析を実施すること。	◎	◎	○	○
(10)情報セキュリティ対策	インターネットへ接続する場合は、ファイアウォールを設置して適切な設定を行うこと。	◎	◎	◎	◎
	インターネットへ接続する	◎	◎	◎	◎

	場合は、非武装セグメント構成を採用すること。				
ウ	インターネットへ接続する場合は、telnetやftp等サービス提供に不要な通信の接続制限を行うこと。	◎	◎	◎	◎
エ	インターネットへ接続する場合は、開放網と閉域網とを区別したネットワーク構成を採用すること。	◎	◎	◎	◎
オ	インターネットへ接続する場合は、サーバー等におけるセキュリティホール対策を講ずること。	◎	◎	◎	◎
カ	インターネットへ接続する場合は、不正アクセス等に関するネットワーク監視機能並びにサーバー及びネットワーク機器の監視機能を設け、異常が発見された場合は自動的に管理者に通知されること。	◎	◎	◎	◎

	場合は、非武装セグメント構成を採用すること。				
ウ	インターネットへ接続する場合は、telnetやftp等サービス提供に不要な通信の接続制限を行うこと。	◎	◎	◎	◎
エ	インターネットへ接続する場合は、開放網と閉域網とを区別したネットワーク構成を採用すること。	◎	◎	◎	◎
オ	インターネットへ接続する場合は、サーバー等におけるセキュリティホール対策を講ずること。	◎	◎	◎	◎
カ	インターネットへ接続する場合は、不正アクセス等に関するネットワーク監視機能並びにサーバー及びネットワーク機器の監視機能を設け、異常が発見された場合は自動的に管理者に通知されること。	◎	◎	◎	◎

キ	インターネットへ接続する場合は、ネットワーク上のパケット並びにサーバー及びネットワーク機器の動作に関するログの適切な記録及び保存を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク	インターネットへ接続する場合は、最新の情報セキュリティ技術を採用すること。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ	コンピュータウィルス及び不正プログラム混入対策を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
コ	ネットワークの機能を管理・運営するコンピュータから重要な情報が漏えいしないように、電磁波の低減対策、又は電磁環境に配慮した上で漏えい電磁波をマスクする措置を講ずること。	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
サ	利用者の識別・確認を要する通信を取り扱う情報通信ネットワークには、正当な	◎	◎	◎	◎	◎

キ	インターネットへ接続する場合は、ネットワーク上のパケット並びにサーバー及びネットワーク機器の動作に関するログの適切な記録及び保存を行うこと。	◎	◎	◎	◎
ク	インターネットへ接続する場合は、最新の情報セキュリティ技術を採用すること。	◎	◎	◎	◎
ケ	コンピュータウィルス及び不正プログラム混入対策を講ずること。	◎	◎	◎	◎
コ	ネットワークの機能を管理・運営するコンピュータから重要な情報が漏えいしないように、電磁波の低減対策、又は電磁環境に配慮した上で漏えい電磁波をマスクする措置を講ずること。	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
サ	利用者の識別・確認を要する通信を取り扱う情報通信ネットワークには、正当な	◎	◎	◎	◎

	利用者の識別・確認を行う機能を設けること。				
シ	アクセス可能領域及び使用可能な命令の範囲に制限を設ける等のシステムの破壊並びに他人のデータの破壊及び窃取を防止する措置を講ずること。	○	○	○	○
ス	利用者のパスワードの文字列をチェックし、一般的な単語を排除する機能を設けること。	○	○	○	○
セ	アクセス失敗回数の基準を設定するとともに、基準値を超えたものについては、履歴を残しておく機能を設けること。	○	○	○	○
ソ	保護することが求められる重要な情報については、その情報に対するアクセス要求を記録し、保存する機能を設けること。	○	○	○	○
タ	ネットワークへのアクセス履歴の表示あるいは照会が	○	○	○	○

	利用者の識別・確認を行う機能を設けること。				
シ	アクセス可能領域及び使用可能な命令の範囲に制限を設ける等のシステムの破壊並びに他人のデータの破壊及び窃取を防止する措置を講ずること。	○	○	○	○
ス	利用者のパスワードの文字列をチェックし、一般的な単語を排除する機能を設けること。	○	○	○	○
セ	アクセス失敗回数の基準を設定するとともに、基準値を超えたものについては、履歴を残しておく機能を設けること。	○	○	○	○
ソ	保護することが求められる重要な情報については、その情報に対するアクセス要求を記録し、保存する機能を設けること。	○	○	○	○
タ	ネットワークへのアクセス履歴の表示あるいは照会が	○	○	○	○

	行える機能を設けること。				
チ	一定期間以上パスワードを変更していない利用者に対して注意喚起する機能を設けること。	○	<u>○</u>	○	○
ツ	一定期間以上ネットワークを利用していない利用者がネットワークにアクセスする際に、再開の意思を確認する機能を設けること。	○	<u>○</u>	○	○
テ	機密度の高い通信には、秘話化又は暗号化の措置を講ずること。	○	<u>○</u>	○	○
ト	適切な漏話減衰量の基準を設定すること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎ * *
ナ	ネットワークの不正使用を防止する措置を講ずること。	○	<u>○</u>	○	○
(11)通信の途絶防止対策	通信の途絶を防止する措置を講ずること。	◎ *	<u>—</u>	—	◎ * —

	行える機能を設けること。				
チ	一定期間以上パスワードを変更していない利用者に対して注意喚起する機能を設けること。	○	○	○	○
ツ	一定期間以上ネットワークを利用していない利用者がネットワークにアクセスする際に、再開の意思を確認する機能を設けること。	○	○	○	○
テ	機密度の高い通信には、秘話化又は暗号化の措置を講ずること。	○	○	○	○
ト	適切な漏話減衰量の基準を設定すること。	◎	◎	◎	◎ * *
ナ	ネットワークの不正使用を防止する措置を講ずること。	○	○	○	○
(11)通信の途絶防止対策	通信の途絶を防止する措置を講ずること。	◎ *	—	◎ *	—

(12) 応急復旧対策

ア	重要な伝送路設備には、応急復旧用ケーブルの配備等の応急復旧対策を講ずること。	◎	<u>—</u>	—	◎ *	—
イ	災害時等において、衛星地球局等の無線設備により、臨時電話等の設置が可能であること。	○	<u>—</u>	<u>—</u>	○	○
ウ	移動体通信基地局と交換局の間の回線に障害が発生した場合等に、無線設備により、臨時に対向の電気通信回線の設定が可能であること。	○	<u>—</u>	—	○	—
エ	移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、可搬型無線基地局により、臨時の電気通信回線の設定が可能であること。	○	<u>—</u>	—	○	—
オ	防災上重要な通信を確保する必要がある拠点をカバーする移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、大ゾーン基地局により臨時の	○	<u>—</u>	—	○	—

(12) 応急復旧対策

ア	重要な伝送路設備には、応急復旧用ケーブルの配備等の応急復旧対策を講ずること。	◎	—	◎ *	—
イ	災害時等において、衛星地球局等の無線設備により、臨時電話等の設置が可能であること。	○	<u>○</u>	○	○
ウ	移動体通信基地局と交換局の間の回線に障害が発生した場合等に、無線設備により、臨時に対向の電気通信回線の設定が可能であること。	○	—	○	—
エ	移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、可搬型無線基地局により、臨時の電気通信回線の設定が可能であること。	○	—	○	—
オ	防災上重要な通信を確保する必要がある拠点をカバーする移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、大ゾーン基地局により臨時の	○	—	○	—

(13)緊急通報の確保	大ゾーンエリアの提供又はこれに準ずる措置を講ずることが可能であること。					
	他の伝送設備の障害時に、通信の疎通が著しく困難となった場合、予備の設備等により臨時の電気通信回線の設定が可能であること。	○	<u>ニ</u>	—	○	—
	緊急通報を扱う <u>電気通信事業用ネットワーク</u> は、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続できる機能等を有すること。	◎	<u>◎</u>	<u>◎</u>	—	—
イ	緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできる限り緊急通報が利用できるよう適切な措置を講ずること。なお、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合はユーザに通知する措置を講ずること。	◎	<u>◎</u>	◎	—	—

(13)緊急通報の確保	大ゾーンエリアの提供又はこれに準ずる措置を講ずることが可能であること。				
	他の伝送設備の障害時に、通信の疎通が著しく困難となった場合、予備の設備等により臨時の電気通信回線の設定が可能であること。	○	—	○	—
	緊急通報を扱う <u>電気通信回線設備事業用ネットワーク</u> は、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続できる機能等を有すること。	◎	<u>ニ</u>	—	—
イ	緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできる限り緊急通報が利用できるよう適切な措置を講ずること。なお、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合はユーザに通知する措置を講ずること。	◎	◎	—	—

(14) 予備機器等の配備基準の明確化	予備電源の設置又は冗長化などの予備機器等の配備基準の明確化を図ること。	◎	◎	◎	○	○
(15) 大規模災害対策	ア 三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講ずること。	◎ *	—	—	—	—
	イ 都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設	◎ *	—	—	—	—

(14) 予備機器等の配備基準の明確化	予備電源の設置又は冗長化などの予備機器等の配備基準の明確化を図ること。	◎	◎	○	○
(15) 大規模災害対策	ア 三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講ずること。	◎ *	○	○	○
	イ 都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設	◎ *	○	○	○



	置すること。					
	電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。	◎ *	◎ *	○	—	—
	伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。	◎ *	—	—	○	—
2. 屋外設備						
(1)風害対策	強度の風圧を受けるおそれのある場所に設置する屋外設備には、強風下において	◎	◎	◎	◎	◎

	置すること。					
	電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。	◎ *	○	—	—	—
	伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。	◎ *	○	○	○	○
2. 屋外設備						
(1)風害対策	強度の風圧を受けるおそれのある場所に設置する屋外設備には、強風下において	◎	◎	◎	◎	◎

	故障等の発生を防止する措置を講ずること。					
	風による振動に対し、故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 振動対策	地震等による振動に対し、故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 雷害対策	雷害が発生するおそれのある場所に設置する重要な屋外設備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。	◎ *	◎ *	◎ *	○	○
(4) 火災対策	火災が発生するおそれのある場所に設置する屋外設備には、不燃化又は難燃化の措置を講ずること。	○	○	○	○	○
(5) 耐水等の対策	ア 水中に設置する屋外設備には、耐水機能を設けること。	◎	◎	—	◎	—
	イ 水中に設置する屋外設備には、水圧による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	—	◎	—

	故障等の発生を防止する措置を講ずること。				
	風による振動に対し、故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
(2) 振動対策	地震等による振動に対し、故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
(3) 雷害対策	雷害が発生するおそれのある場所に設置する重要な屋外設備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。	◎ *	◎ *	○	○
(4) 火災対策	火災が発生するおそれのある場所に設置する屋外設備には、不燃化又は難燃化の措置を講ずること。	○	○	○	○
(5) 耐水等の対策	ア 水中に設置する屋外設備には、耐水機能を設けること。	◎	—	◎	—
	イ 水中に設置する屋外設備には、水圧による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	—	◎	—

(6)水害 対策	水害のおそれのある場所には、重要な屋外設備を設置しないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、防水措置等を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
(7)津波 対策	津波のおそれのある場所には、重要な屋外設備を設置しないこと。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。	◎ *	◎ * -	◎ *	◎ *	◎ *
(8)凍結 対策	凍結のおそれのある場所に設置する屋外設備には、凍結による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
(9)塩害 等対策	塩害、腐食性ガスによる害又は粉塵による害のおそれのある場所に設置する屋外設備には、これらによる故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
(10)高 温・低温 対策	高温度又は低温度の場所に設置する屋外設備は、当該条件下で安定的に動作する	◎	◎	◎	◎	◎

(6)水害 対策	水害のおそれのある場所には、重要な屋外設備を設置しないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、防水措置等を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
(7)津波 対策	津波のおそれのある場所には、重要な屋外設備を設置しないこと。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
(8)凍結 対策	凍結のおそれのある場所に設置する屋外設備には、凍結による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
(9)塩害 等対策	塩害、腐食性ガスによる害又は粉塵による害のおそれのある場所に設置する屋外設備には、これらによる故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
(10)高 温・低温 対策	高温度又は低温度の場所に設置する屋外設備は、当該条件下で安定的に動作する	◎	◎	◎	◎	◎

	ものであること。					
	温度差の著しい場所又は温度変化の急激な環境に設置する屋外設備は、当該条件下で安定的に動作するものであること。	◎	◎	◎	◎	◎
(11)高湿度対策	高湿度となるおそれのある場所に設置する屋外設備には、耐湿度措置、防錆措置等を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(12)高信頼度	海底、宇宙空間等の特殊な場所に設置する重要な屋外設備については、高信頼度部品の使用等による高信頼度化を図ること。	◎	◎	—	◎	—
(13)第三者の接触防止	設備に第三者が容易に触れることができないような措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	とう道等には、施錠等の侵入を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(14)故障等の検知、通	重要な屋外設備には、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎

	ものであること。					
	温度差の著しい場所又は温度変化の急激な環境に設置する屋外設備は、当該条件下で安定的に動作するものであること。	◎	◎	◎	◎	◎
(11)高湿度対策	高湿度となるおそれのある場所に設置する屋外設備には、耐湿度措置、防錆措置等を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(12)高信頼度	海底、宇宙空間等の特殊な場所に設置する重要な屋外設備については、高信頼度部品の使用等による高信頼度化を図ること。	◎	—	◎	—	—
(13)第三者の接触防止	設備に第三者が容易に触れることができないような措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	とう道等には、施錠等の侵入を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(14)故障等の検知、通	重要な屋外設備には、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎

報	重要な屋外設備には、故障 イ等の箇所を識別する機能を 設けること。	○	<u>○</u>	○	○	○
(15)予 備機器 等の配 備	重要な屋外設備には、予備 機器等の適切な配備又はこ れに準ずる措置を講ずること。 と。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	—
(16)通 信ケー ブルの 地中化	災害時等の建物の倒壊、火 災、津波等による通信ケー ブルの被災を防ぐため、通 信ケーブルの地中化等を促 進すること。	○	<u>—</u>	—	○	—
(17)発 火・発煙 防止	他の電気通信事業者の屋外 設備に電気通信設備を設置 する場所の提供を受けてい る全ての電気通信設備につ いて、設備を設置する事業 者が発火・発煙防止等安 全・信頼性確保のための所 要の措置を講ずること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	◎
3. 屋内設備						
(1)地震 対策	通常想定される規模の地震 アによる転倒及び移動を防止 する措置を講ずること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	◎

報	重要な屋外設備には、故障 イ等の箇所を識別する機能を 設けること。	○	○	○	○
(15)予 備機器 等の配 備	重要な屋外設備には、予備 機器等の適切な配備又はこ れに準ずる措置を講ずること。 と。	◎	◎	◎	—
(16)通 信ケー ブルの 地中化	災害時等の建物の倒壊、火 災、津波等による通信ケー ブルの被災を防ぐため、通 信ケーブルの地中化等を促 進すること。	○	—	○	—
(17)発 火・発煙 防止	他の電気通信事業者の屋外 設備に電気通信設備を設置 する場所の提供を受けてい る全ての電気通信設備につ いて、設備を設置する事業 者が発火・発煙防止等安 全・信頼性確保のための所 要の措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
3. 屋内設備					
(1)地震 対策	通常想定される規模の地震 アによる転倒及び移動を防止 する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎

	イ	通常想定される規模の地震による屋内設備の構成部品の接触不良及び脱落を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ	重要な屋内設備に関する地震対策は、大規模な地震を考慮すること。	◎	◎	◎	○	○
(2) 雷害対策		雷害が発生するおそれのある場所に設置する重要な屋内設備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。	◎ *	◎ *	◎ *	○	○
(3) 火災対策		重要な屋内設備には、不燃化又は難燃化の措置を講ずること。	○	○	○	○	○
(4) 高信頼度	ア	重要な屋内設備の機器は、冗長構成又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ	重要な屋内設備の機器は、速やかに予備機器等への切り換えができるものであること。	◎	◎	◎	◎	◎
(5) 故障等の検	ア	重要な屋内設備には、故障等の発生を速やかに検知、	◎	◎	◎	◎	◎

	イ	通常想定される規模の地震による屋内設備の構成部品の接触不良及び脱落を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
	ウ	重要な屋内設備に関する地震対策は、大規模な地震を考慮すること。	◎	◎	○	○
(2) 雷害対策		雷害が発生するおそれのある場所に設置する重要な屋内設備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。	◎ *	◎ *	○	○
(3) 火災対策		重要な屋内設備には、不燃化又は難燃化の措置を講ずること。	○	○	○	○
(4) 高信頼度	ア	重要な屋内設備の機器は、冗長構成又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
	イ	重要な屋内設備の機器は、速やかに予備機器等への切り換えができるものであること。	◎	◎	◎	◎
(5) 故障等の検	ア	重要な屋内設備には、故障等の発生を速やかに検知、	◎	◎	◎	◎

知、通報	通報する機能を設けること。					
	無人施設の重要な屋内設備には、遠隔通報機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
	重要な屋内設備には、故障等の箇所を識別する機能を設けること。	○	○	○	○	○
(6) 試験機器の配備	試験機器の適切な配備又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(7) 予備機器等の配備	重要な屋内設備には、予備機器等の適切な配備又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(8) 電気通信設備を設置する場所の提供を受けて	他の電気通信事業者のビルに電気通信設備を設置する場所の提供を受けている全ての電気通信設備には、安全・信頼性を確保する適切な措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎

知、通報	通報する機能を設けること。					
	無人施設の重要な屋内設備には、遠隔通報機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
	重要な屋内設備には、故障等の箇所を識別する機能を設けること。	○	○	○	○	○
(6) 試験機器の配備	試験機器の適切な配備又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(7) 予備機器等の配備	重要な屋内設備には、予備機器等の適切な配備又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(8) 電気通信設備を設置する場所の提供を受けて	他の電気通信事業者のビルに電気通信設備を設置する場所の提供を受けている全ての電気通信設備には、安全・信頼性を確保する適切な措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎

いる電 気通信 設備の 保護						
4. 電源設備						
(1)電力 の供給 条件	ア 情報通信ネットワークの所 要電力を安定的に供給でき ること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 電圧を許容限度内に維持す るための措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ 周波数を許容限度内に維持 するための措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(2)地震 対策	ア 通常想定される規模の地震 による転倒、移動及び故障 等の発生を防止する措置を 講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 重要な電源設備に関する地 震対策は、大規模な地震を 考慮すること。	◎	◎	○	○	○
(3)雷害 対策	雷害が発生するおそれがあ る場所に設置する重要な設 備に電力を供給する電源設	◎ *	◎ *	◎ *	○	○

いる電 気通信 設備の 保護						
4. 電源設備						
(1)電力 の供給 条件	ア 情報通信ネットワークの所 要電力を安定的に供給でき ること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 電圧を許容限度内に維持す るための措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ 周波数を許容限度内に維持 するための措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(2)地震 対策	ア 通常想定される規模の地震 による転倒、移動及び故障 等の発生を防止する措置を 講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 重要な電源設備に関する地 震対策は、大規模な地震を 考慮すること。	◎	◎	○	○	○
(3)雷害 対策	雷害が発生するおそれがあ る場所に設置する重要な設 備に電力を供給する電源設	◎ *	◎ *	○	○	○



	備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。					
(4)火災対策	重要な設備に電力を供給する電源設備には、不燃化、難燃化又は保護装置の設置等の措置を講ずること。	◎ *	◎ * -	◎ *	○	○
(5)高信頼度	重要な設備に電力を供給する電源設備の機器には、冗長構成又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(6)故障等の検知、通報	ア 電源設備の故障等、ヒューズ断又は停電の発生を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 重要な設備を収容する無人施設の電源設備には、遠隔通報機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
(7)停電対策	次のいずれかの措置を講ずること。 ① 自家用発電機を設置	◎	◎	◎	◎ *	◎ *

	備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。					
(4)火災対策	重要な設備に電力を供給する電源設備には、不燃化、難燃化又は保護装置の設置等の措置を講ずること。	◎ *	◎ *	○	○	
(5)高信頼度	重要な設備に電力を供給する電源設備の機器には、冗長構成又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
(6)故障等の検知、通報	ア 電源設備の故障等、ヒューズ断又は停電の発生を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	
	イ 重要な設備を収容する無人施設の電源設備には、遠隔通報機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	
(7)停電対策	次のいずれかの措置を講ずること。 ① 自家用発電機を設置	◎	◎	◎ *	◎ *	

	<p>すること。</p> <p>② 蓄電池を設置すること。</p> <p>③ 複数の系統で受電すること。</p> <p>④ 移動電源設備を配備すること。</p>				
イ	<p>交換設備については、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずること。</p>	◎	◎	○	○
ウ	<p>移動体通信基地局については、移動電源設備又は予備蓄電池を事業場等に配備すること。</p>	◎	—	—	—
エ	<p>自家用発電機の設置又は移動電源設備の配備を行う場合には、その燃料等について、十分な量の備蓄又はその補給手段の確保を行うこと。</p>	◎ *	◎ *	○	○
オ	<p>設備の重要度に応じた十分な規模の予備電源の確保を行うこと。</p>	◎	◎	◎	○

	<p>すること。</p> <p>② 蓄電池を設置すること。</p> <p>③ 複数の系統で受電すること。</p> <p>④ 移動電源設備を配備すること。</p>				
イ	<p>交換設備については、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずること。</p>	◎	○	○	○
ウ	<p>移動体通信基地局については、移動電源設備又は予備蓄電池を事業場等に配備すること。</p>	◎	—	—	—
エ	<p>自家用発電機の設置又は移動電源設備の配備を行う場合には、その燃料等について、十分な量の備蓄又はその補給手段の確保を行うこと。</p>	◎ *	○	○	○
オ	<p>設備の重要度に応じた十分な規模の予備電源の確保を行うこと。</p>	◎	◎	○	○

	<p>防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p>	◎	<u>—</u>	—	—	—
--	--	---	----------	---	---	---

	<p>防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p>	◎	—	—	—	—
--	--	---	---	---	---	---

第2 環境基準

1. センターの建築物

(1) 立地条件及び周囲環境への配慮	<p>地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報（ハザードマップ等）を考慮し、電</p>	◎ *	<u>◎</u> *	○	○	○
--------------------	---	--------	---------------	---	---	---

第2 環境基準

1. センターの建築物

(1) 立地条件及び周囲環境への配慮	<p>地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報（ハザードマップ等）を考慮し、電</p>	◎ *	○	○	○	○
--------------------	---	--------	---	---	---	---

	気通信設備の設置場所を決定すること。				
イ	強固な地盤上の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
ウ	風水害等を受けにくい環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、防風、防水等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
エ	強力な電磁界による障害のおそれのない環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、通信機械室等に電磁シールド等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
オ	爆発や火災のおそれのある危険物を収容する施設に隣接した建築物は回避するこ	○	○	○	○

	気通信設備の設置場所を決定すること。				
イ	強固な地盤上の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
ウ	風水害等を受けにくい環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、防風、防水等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
エ	強力な電磁界による障害のおそれのない環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、通信機械室等に電磁シールド等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
オ	爆発や火災のおそれのある危険物を収容する施設に隣接した建築物は回避するこ	○	○	○	○

	と。					
(2)建築物の選定	ア 耐震構造であること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ 床荷重に対し、所要の構造耐力を確保すること。	◎	◎	◎	◎	◎
(3)入出制限機能	ア 建築物の出入口には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 通常利用する出入口には、設備の重要度に応じた適切な入出管理機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ セキュリティを保つべき領域の具体的な基準を設定し、運用すること。	◎	◎	◎	◎	◎
(4)火災の検知、消火	ア 自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎

	と。					
(2)建築物の選定	ア 耐震構造であること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ 床荷重に対し、所要の構造耐力を確保すること。	◎	◎	◎	◎	◎
(3)入出制限機能	ア 建築物の出入口には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 通常利用する出入口には、設備の重要度に応じた適切な入出管理機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ セキュリティを保つべき領域の具体的な基準を設定し、運用すること。	◎	◎	◎	◎	◎
(4)火災の検知、消火	ア 自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎

2. 通信機械室等					
(1)通信 機械室 の位置	ア 自然災害等の外部からの影 響を受けるおそれの少ない 場所に設置すること。	◎	◎	◎	◎
	イ 第三者が侵入するおそれの 少ない場所に設置するこ と。ただし、第三者が容易 に侵入できないような措置 が講じられている場合は、 この限りでない。	◎	◎	◎	◎
	ウ 浸水のおそれの少ない場所 に設置すること。ただし、 やむを得ない場合であつ て、床のかさ上げ、防水壁 等の措置を講ずる場合又は 排水設備を設置する場合 は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
	エ 強力な電磁界による障害の おそれの少ない場所に設置 すること。ただし、やむを 得ない場合であつて、電磁 シールド等の措置を講ずる 場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
(2)通信	ア 保守作業が安全かつ円滑に	◎	◎	◎	◎

2. 通信機械室等					
(1)通信 機械室 の位置	ア 自然災害等の外部からの影 響を受けるおそれの少ない 場所に設置すること。	◎	◎	◎	◎
	イ 第三者が侵入するおそれの 少ない場所に設置するこ と。ただし、第三者が容易 に侵入できないような措置 が講じられている場合は、 この限りでない。	◎	◎	◎	◎
	ウ 浸水のおそれの少ない場所 に設置すること。ただし、 やむを得ない場合であつ て、床のかさ上げ、防水壁 等の措置を講ずる場合又は 排水設備を設置する場合 は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
	エ 強力な電磁界による障害の おそれの少ない場所に設置 すること。ただし、やむを 得ない場合であつて、電磁 シールド等の措置を講ずる 場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
(2)通信	ア 保守作業が安全かつ円滑に	◎	◎	◎	◎

機械室内の設備等の設置	行える空間を確保すること。					
	じゅう器等には、通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(3)通信機械室の条件	重要な設備を収容する通信機械室は、専用に設け、十分な強度を持つ扉を設けること。	◎	◎	◎	*	*
	床、内壁、天井等に使用する内装材には、通常想定される規模の地震による落下、転倒等を防止する措置を講ずること。	◎	◎	*	*	*
	床、内壁、天井等に使用する内装材には、建築基準法第2条に規定する不燃材料又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条に規定する準不燃材料若しくは難燃材料を使用すること。	◎	◎	*	*	*
	エ 静電気の発生又は帯電を防	◎	◎	◎	◎	◎

機械室内の設備等の設置	行える空間を確保すること。					
	じゅう器等には、通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(3)通信機械室の条件	重要な設備を収容する通信機械室は、専用に設け、十分な強度を持つ扉を設けること。	◎	◎	◎	*	*
	床、内壁、天井等に使用する内装材には、通常想定される規模の地震による落下、転倒等を防止する措置を講ずること。	◎	◎	*	*	*
	床、内壁、天井等に使用する内装材には、建築基準法第2条に規定する不燃材料又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条に規定する準不燃材料若しくは難燃材料を使用すること。	◎	◎	*	*	*
	エ 静電気の発生又は帯電を防	◎	◎	◎	◎	◎

		止する措置を講ずること。	*	<u>*</u>	*	*	*
	オ	通信機械室に電源設備等を設置する場合は、必要に応じ、電磁界による障害を防止する措置を講ずること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	◎
	カ	通信機械室の貫通孔には、延焼を防止する措置を講ずること。	◎ *	<u>◎</u> <u>*</u>	◎ *	◎ *	◎ *
(4) 入出制限機能	ア	出入口には、施錠機能を設けること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	◎
	イ	重要な設備を収容する通信機械室の出入口には、入出管理機能を設けること。また、設備の重要度に応じた適切な入出管理機能を設けること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	◎
	ウ	セキュリティを保つべき領域の具体的な基準を設定し、運用すること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎	◎
(5) データ類の保管	ア	システムデータ等の重要なデータは、データ保管室又は専用のデータ保管庫に収容すること。	◎	<u>◎</u>	◎	◎ *	◎ *

		止する措置を講ずること。	*	*	*	*
	オ	通信機械室に電源設備等を設置する場合は、必要に応じ、電磁界による障害を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
	カ	通信機械室の貫通孔には、延焼を防止する措置を講ずること。	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
(4) 入出制限機能	ア	出入口には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎
	イ	重要な設備を収容する通信機械室の出入口には、入出管理機能を設けること。また、設備の重要度に応じた適切な入出管理機能を設けること。	◎	◎	◎	◎
	ウ	セキュリティを保つべき領域の具体的な基準を設定し、運用すること。	◎	◎	◎	◎
(5) データ類の保管	ア	システムデータ等の重要なデータは、データ保管室又は専用のデータ保管庫に収容すること。	◎	◎	◎ *	◎ *



		データ保管室及びデータ保管庫には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ	データ保管室及びデータ保管庫には、必要に応じ、電磁界による障害を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	エ	データ保管庫には、通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	オ	データ保管室及びデータ保管庫には、必要に応じ、耐火措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(6)火災の検知、消火	ア	自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ	消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
3. 空気調和設備							
(1)空気調和設備の設置	ア	通信機械室は、必要に応じ、空気調和を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ	荷重を十分考慮して設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎

		データ保管室及びデータ保管庫には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ	データ保管室及びデータ保管庫には、必要に応じ、電磁界による障害を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	エ	データ保管庫には、通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	オ	データ保管室及びデータ保管庫には、必要に応じ、耐火措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(6)火災の検知、消火	ア	自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ	消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
3. 空気調和設備							
(1)空気調和設備の設置	ア	通信機械室は、必要に応じ、空気調和を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ	荷重を十分考慮して設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎

	通常想定される規模の地震 ウ による転倒又は移動を防止 する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 空気 調和設 備室へ の入出 制限	出入口には、施錠機能を設 けること。	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
(3) 空気 調和の 条件	ア 適切な設備容量とするこ と。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 温湿度及び空気清浄度を適 正な範囲内に維持する機能 を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ 急激な温度変化が生じない よう制御する機能を設ける こと。	○	○	○	○	○
	エ 重要な設備を収容する通信 機械室の空気調和は、事務 室等の空気調和と別系統と すること。ただし、通信機 械室の空気調和が損なわれ ないような措置を講ずる場 合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎

	通常想定される規模の地震 ウ による転倒又は移動を防止 する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
(2) 空気 調和設 備室へ の入出 制限	出入口には、施錠機能を設 けること。	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
(3) 空気 調和の 条件	ア 適切な設備容量とするこ と。	◎	◎	◎	◎
	イ 温湿度及び空気清浄度を適 正な範囲内に維持する機能 を設けること。	◎	◎	◎	◎
	ウ 急激な温度変化が生じない よう制御する機能を設ける こと。	○	○	○	○
	エ 重要な設備を収容する通信 機械室の空気調和は、事務 室等の空気調和と別系統と すること。ただし、通信機 械室の空気調和が損なわれ ないような措置を講ずる場 合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎

	オ	重要な設備を収容する通信機械室の空気調和を行う空気調和設備は、冗長構成とすること。	◎ *	◎ * <u>◎</u> *	◎ *	○	○
(4)凍結防止		凍結のおそれのある場所に設置する空気調和設備には、凍結による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎ <u>◎</u>	◎ *	◎ *	◎ *
(5)漏水防止		排水口等の漏水を防止する措置を講ずること。	◎	◎ <u>◎</u>	◎ *	◎ *	◎ *
(6)有毒ガス等		腐食性ガス（SO <sub>2</sub> 等）や粉塵が混入するおそれのある場所に設置する空気調和設備には、触媒、フィルター等によりこれを排除する機能を設けること。	◎	◎ <u>◎</u>	◎ *	◎ *	◎ *
(7)故障等の検知、通報		重要な設備を収容する通信機械室の空気調和を行う空気調和設備には、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎ *	◎ * <u>◎</u> *	◎ *	◎ *	◎ *
(8)火災の検知、	ア	空気調和設備室には、自動火災報知設備を適切に設置	◎	◎ <u>◎</u>	◎	◎	◎

	オ	重要な設備を収容する通信機械室の空気調和を行う空気調和設備は、冗長構成とすること。	◎ *	◎ *	○	○
(4)凍結防止		凍結のおそれのある場所に設置する空気調和設備には、凍結による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎ *	◎ *
(5)漏水防止		排水口等の漏水を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎ *	◎ *
(6)有毒ガス等		腐食性ガス（SO <sub>2</sub> 等）や粉塵が混入するおそれのある場所に設置する空気調和設備には、触媒、フィルター等によりこれを排除する機能を設けること。	◎	◎	◎ *	◎ *
(7)故障等の検知、通報		重要な設備を収容する通信機械室の空気調和を行う空気調和設備には、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
(8)火災の検知、	ア	空気調和設備室には、自動火災報知設備を適切に設置	◎	◎	◎	◎

消火	すること。					
	空気調和設備室には、消火 イ 設備を適切に設置するこ と。	◎	◎*	◎	◎	◎

注 実施指針の欄中、「◎」、「◎\*」、「○」、及び「－」は、それぞれ次のことを示す。

- ◎ : 実施すべきである。
- ◎\* : 技術的な難易度等を考慮して段階的に実施すべきである。
- : 実施が望ましい。
- － : 対象外。

別表第2 管理基準

項目	対策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネ ッ ト ワ ー ク

消火	すること。				
	空気調和設備室には、消火 イ 設備を適切に設置するこ と。	◎	◎	◎	◎

注 実施指針の欄中、「◎」、「◎\*」、「○」、及び「－」は、それぞれ次のことを示す。

- ◎ : 実施すべきである。
- ◎\* : 技術的な難易度等を考慮して段階的に実施すべきである。
- : 実施が望ましい。
- － : 対象外。

別表第2 管理基準

項目	対策	実施指針			
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネ ッ ト ワ ー ク

		ネ ッ ト ワ ー ク	ッ ト ワ ー ク	ネ ッ ト ワ ー ク	ク	
<u>第1 方針</u>						
<u>1. 全社的・横断的な設備管理</u>						
<u>(1)情報 通信ネ ットワ ークの 基本的 機能</u>	<u>情報通信ネットワークの基 本的機能を明確にするこ と。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
<u>(2)社内 の連携</u>	<u>平時及び事故発生時におけ る担当部門間（電気通信設 備統括管理者、電気通信主 任技術者がいる場合はその 者を含む。）の連携方針を 策定すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
<u>(3)社外 との連 携</u>	<u>平時及び事故発生時におけ る社外関係者間（相互接続 事業者、委託先、製造業者 等）の連携方針を策定する</u>	◎	◎	○	○	○

		ネ ッ ト ワ ー ク	ネ ッ ト ワ ー ク	ク	
<u>1. ネットワーク設計管理</u>					
<u>(1)体制 の明確 化</u>	<u>意思決定、作業の分担、責任 ア の範囲等の設計管理体制を 明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎
	<u>重要な設備に関する設計に イ ついては、関連部門 間での連携を図ること。</u>	◎	◎	◎	◎
<u>(2)設計 指針の 明確化 等</u>	<u>ア 情報通信ネットワークの基 本的機能を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎
	<u>イ 将来の規模の拡大、トラヒッ ク増加（端末の挙動によるも のを含む。）及び機能の拡充 を考慮した設計とすること。</u>	◎	◎	◎	◎
	<u>ウ トラヒックの瞬間的かつ急 激な増加及び制御信号の増 加の対策を講じた設計とす ること。</u>	◎	＝	＝	＝
<u>(3)設計</u>	<u>設計工程を明確にするとと</u>	◎	◎	-	-

	<u>こと。</u>					
2. 関係法令等の遵守	<u>提供する情報通信サービスに関する法令等を定期的に確認するとともに遵守すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
3. 設備の設計・管理						
(1) 通信需要を考慮した設計	<u>通信需要や相互接続等を考慮した適切な設備の設計・管理方針を策定すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
(2) 災害時を考慮した設計	<u>災害を考慮した適切な設備の設計・管理方針を策定すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
4. 情報セキュリティ管理						
(1) 情報セキュリティポリシーの策定	<u>情報セキュリティポリシーを策定し、適宜見直しを行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 情報セキュ	<u>情報セキュリティポリシーを公表すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝

工程の明確化等	<u>もに、工程間の調整を行うこと。</u>			◎	◎	*	*
(4) 相互接続への対応	ア <u>相互接続を考慮した設計とすること。</u>	○	○	＝	＝		
	イ <u>相互接続を行う場合は、接続先との間で設計工程を明確にするとともに、工程間の調整を行うこと。</u>	◎	◎	＝	＝		
(5) 品質・機能検査の充実化	ア <u>重要な機器を導入する場合は、導入判定の統一基準を策定し、その基準に基づき品質の検証を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎		
	イ <u>サーバ等機器導入前の機能確認を十分に実施すること。</u>	◎	◎	◎	◎		
	ウ <u>機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムについての検査手法、品質評価手法を事前に確認すること。</u>	◎	◎	◎	◎		
	エ <u>セキュリティ対策についてその手法及び事前確認を十分行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎		

リテイ ポリシ ーの公 表						
(3)危機 管理計 画の策 定	不正アクセス等への対処を 定めた危機管理計画を策定 し、適宜見直しを行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
第2 体制						
1. 情報通信ネットワークの管理体制						
(1)職務 内容	ア 情報通信ネットワークを管 理する上で、経営責任者又 は電気通信設備統括管理者 の職務を明確にすること。	◎	◎	○	○	○
	イ 情報通信ネットワークを管 理する上で、電気通信主任 技術者の職務を明確にする こと。	◎	◎	二	二	二
	ウ 情報通信ネットワークを管 理する上で、関連する部門 の責任者の職務を明確にし ること。	◎	◎	◎	○	○
	エ 情報通信ネットワークを管 理する上で、各部門の担当	◎	◎	◎	○	○

オ	ネットワークふくそうを回 避するため、災害時における ユーザの行動や端末の動作 がネットワークに与える影 響を事前に確認すること。	◎	◎	二	二	
カ	冗長構成をとる機器は、その 切替動作が確実に行われる ことを確認すること。	◎	◎	○	○	
キ	トラヒックの瞬間的かつ急 激な増加への対策として、各 装置の最大処理能力を超え る負荷試験を実施すること。 その際、実環境でのトラヒッ クパターンを参考に、複数の トラヒック条件での試験を 実施すること。	○	二	二	二	
2. ネットワーク施工管理						
(1)体制 の明確 化	ア 作業の分担、責任の範囲等の 施工管理体制を明確にする こと。	◎	◎	◎	◎	
	イ 重要な設備の施工、新設備等 の導入に際しては、関連部門 間での連携を図ること。	◎	◎	◎	◎	
(2)作業	作業工程を明確にすると	◎	◎	◎	◎	

	<u>者の職務を明確にすること。</u>					
(2)関係者間の連携	<u>ア 情報通信ネットワークを管理する上で、各部門間の連携体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	○	○
	<u>イ 情報通信ネットワークを管理する上で、社外の関係者との連携体制及び責任分界点を明確にすること。</u>	◎	◎	○	＝	＝
	<u>ウ 他の電気通信事業者及び業界団体との間で、電気通信事故に係る情報や再発防止策を業界で共有し、事故防止に向けた体制を整えること。</u>	◎ *	◎ *	＝	＝	＝
	<u>エ アプリケーション開発者との間で、ネットワークの負荷を考慮したアプリケーションの開発手法等について情報共有すること。</u>	○	○	＝	＝	＝
<u>2.各段階における体制</u>						
(1)設計	<u>ア 意思決定、作業の分担、責任の範囲等の設計管理体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎

<u>工程の明確化等</u>	<u>もに、その管理を行うこと。</u>					
(3)相互接続への対応	<u>相互接続を行う場合は、接続先との間で作業工程を明確にするとともに、その管理を行うこと。</u>	◎	◎	＝	＝	
(4)委託工事管理	<u>ア 工事を委託する場合は、委託契約により工事及び責任の範囲を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	
	<u>イ 工事を委託する場合は、作業手順を明確にするとともに、監督を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	
	<u>ウ 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	
(5)検収試験管理	<u>検収試験においては、実データを使用しないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、通信の秘密の保護及びデータの保護に十分に配慮する場合は、この限りでない。</u>	◎	◎	◎	◎	
<u>3.ネットワーク保全・運用管理</u>						
(1)体制	<u>ア 作業の分担、連絡体系、責任</u>	◎	◎	◎	◎	



	<u>設計を委託する場合は、委託業者と関連部門間での連携を図ること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
(2) <u>工事・設備 更改</u>	<u>工事及び設備更改の実施に当たっては、作業の分担、</u>					
	<u>ア 連絡体制、責任の範囲等の管理体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>イ 工事・設備更改を委託する場合は、委託契約により工事及び責任の範囲を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>ウ 工事・設備更改の実施に当たっては、委託業者を含む関連部門間での連携を図り、作業手順を明確にするとともに、監督を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>相互接続に関する工事を行う場合は、接続先との間で作業工程を明確にするとともに、その管理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
(3) <u>維持・運用</u>	<u>作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用管理体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎

の明確 化	<u>の範囲等の保全・運用管理体制を明確にすること。</u>				
	<u>イ 重要な設備の保全・運用については、関連部門間での連携を図ること。</u>	◎	◎	◎	◎
(2) <u>基準 の設定</u>	<u>保全・運用基準を設定するとともに、保全・運用に関する各種データの集計管理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎
(3) <u>作業 の手順 化</u>	<u>保全・運用作業の手順化を行い、手順書の作成を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎ *
(4) <u>監視、保守 及び制 御</u>	<u>ア 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、予備設備への切換え又は修理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎
	<u>イ 情報通信ネットワークの動作状況を監視し、必要に応じ、接続規制等の制御措置を講ずること。</u>	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
	<u>ウ 災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合には、災害時優先通信及び他の通信の疎通</u>	◎	＝	＝	＝

イ	重要な設備の保全・運用については、関連部門間での連携を図ること。	◎	◎	◎	◎	◎
ウ	保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎
エ	保守の委託を行う場合は、作業手順を明確にするとともに、監督を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
オ	故障等における迅速な原因分析のための事業者と機器等の製造・販売等を行う者や業務委託先との連携体制を確立すること。	◎	◎	◎	◎	◎
カ	運用監視体制を構築すること。	◎	◎	◎	◎	◎
キ	相互接続を行う場合は、作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用体制を明確にし、非常時等における事業者間の連携・連絡体制の整備を行うこと。	◎	◎	◎	二	二
ク	移動体通信において国際間	◎	◎	二	二	二

	の状況を記録・分析すること。					
(5) 相互接続への対応	ア	相互接続を行う場合は、作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用体制を明確にし、非常時等における事業者間の連携・連絡体制の整備を行うこと。	◎	◎	二	二
		移動体通信において国際間のローミングサービスを行う場合は、外国の電気通信事業者との間の作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用体制を明確にすること。	◎	二	二	二
	ウ	コンテンツ等の供給を受けるために接続を行う場合は、その条件及び保全・運用体制を明確にすること。	◎	二	二	二
	エ	相互接続性の試験・検証方式を明確にすること。	◎	◎	二	二
(6) 委託保守管理	ア	保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確に	◎	◎	◎	◎

	<u>のローミングサービスを行う場合は、外国の電気通信事業者との間の作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用体制を明確にすること。</u>					
ケ	<u>コンテンツ等の供給を受けるために接続を行う場合は、その条件及び保全・運用体制を明確にすること。</u>	◎	◎	ニ	ニ	ニ
コ	<u>相互接続を行う事業者等の間において、非常時の連絡体制や連絡内容を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	○	○
(4)情報セキュリティ対策	<u>情報セキュリティに関する資格の保有者等一定以上の知識・技能を有する者を配置すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>外部委託先を含めた作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の情報セキュリティ対策体制及びデータ管理体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>ウ 外部委託における情報セキ</u>	◎	◎	◎	◎	◎

	<u>すること。</u>				
イ	<u>保守の委託を行う場合は、作業手順を明確にするとともに、監督を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎
ウ	<u>故障等における迅速な原因分析のための事業者と機器等の製造・販売等を行う者や業務委託先との連携体制を確立すること。</u>	◎	◎	◎	◎
エ	<u>業務委託先の選別の評価要件の設定を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎
(7)保守試験管理	<u>保守試験においては、実データを使用しないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、通信の秘密の保護及びデータの保護に十分に配慮する場合は、この限りでない。</u>	◎	◎	◎	◎
(8)情報の収集	<u>部外工事に係る情報や企画型ふくそうの原因となる情報等、情報通信ネットワークの健全な運用に必要な情報の収集のための措置を講ずること。</u>	◎	○	○	○

		<u>セキュリティ確保のための対策を行うこと。</u>					
(5)ソフトウェアの導入・更改		<u>ソフトウェアの導入・更改においては、ベンダ等関係者との連携体制及び責任分界点を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
(6)重要通信		<u>重要通信を扱う場合は、その通信を確保するための体制を構築すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
(7)ふくそう対策		<u>ふくそう対策を講ずるための体制を構築すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
(8)緊急通報		<u>緊急通報を扱う場合は、その通報に関する体制を構築すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
(9)防犯対策	ア	<u>防犯体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	イ	<u>防犯管理の手順化を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
(10)調査・分析・改善		<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析を行う体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎

(9)ふくそう対策	ア	<u>情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を図るため、利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。</u>	◎	◎	—	—
	イ	<u>災害時等において著しいふくそうが発生し、又はふくそうが発生するおそれがある場合に、情報通信ネットワークの有効活用を図るため、相互接続する事業者が協調して通信規制等の措置を講ずるとともに、ふくそうの波及防止手順の整備及び長期的視点の対策に取り組むこと。</u>	◎	◎	—	—
<u>4. 設備の更改・移転管理</u>						
(1)体制の明確化	ア	<u>作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の管理体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎
	イ	<u>重要な設備の更改・移転については、関連部門間での連携を図ること。</u>	◎	◎	◎	◎

(11)利用者への情報提供	利用者への情報提供を行うための体制を構築すること。	◎	◎	◎	○	○
(12)事故発生時の報告等	ふくそう及び事故発生時の報告、記録及び措置を行うための体制を構築すること。	◎	◎	＝	＝	＝
(13)災害時の報告等	ア 連絡体系、権限の範囲等の非常時の体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎
	イ 非常時における社員・職員、復旧に必要な業務委託先などへの連絡手段、社員・職員の参集手段の確保等の体制を整えること。	◎	◎	◎	○	○
	ウ 非常事態時における広域応援体制を明確にすること。	○	○	○	○	○
	エ 相互接続を行う事業者等において、非常時の連絡体制や連絡内容を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○
オ	非常時における応急活動、復旧活動に際しては、国等	◎	◎	◎	○	○

(2)作業工程の明確化等	作業工程を明確にするともに、その管理を行うこと。	◎	◎	◎	◎	-	-
5. 情報セキュリティ管理							
(1)情報セキュリティポリシーの策定	情報セキュリティポリシーを策定し、適宜見直しを行うこと。	◎	◎	◎	◎		
(2)危機管理計画の策定	不正アクセス等への対処を定めた危機管理計画を策定し、適宜見直しを行うこと。	◎	◎	◎	◎		
(3)情報セキュリティ監査の実施	監査時における確認項目の策定と定期的な内部監査及び外部監査を実施し、その結果を踏まえ情報セキュリティ対策全体の見直しを行うこと。	◎	◎	◎	◎		
(4)コンピュータウィ	コンピュータウィルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手	◎	◎	＝	＝		

	<u>の関係機関との連絡体制を明確にすること。</u>					
<u>カ</u>	<u>非常時において、応急活動、復旧活動にかかわる連絡手段を確保するために必要な措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎	○	○
<u>キ</u>	<u>非常時における対応体制の検証・見直しを必要に応じて行うこと。</u>	◎	◎	○	◎	○
<u>(14)事故発生時の記録</u>	<u>事故発生時等に係る原因を特定するための記録を行うための体制を構築すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
<u>(15)サービス復旧</u>	<u>サービスの復旧を行うための体制を構築すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
<u>(16)再発防止策</u>	<u>再発防止策を講ずるための体制を構築すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
<u>第3 方法</u>						
<u>1. 平常時の取組</u>						
<u>(1) 基本的取組</u>	<u>情報通信ネットワークの現状を調査・分析する項目、評価方法等の基準を設定す</u>	◎	◎	◎	◎	◎

<u>ルス情報緊急通報体制の整備</u>	<u>したときは、必要に応じて、電気通信業界で定めた緊急連絡先に、直ちに連絡すること。</u>					
<u>イ</u>	<u>コンピュータウイルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、必要に応じて、自社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブサイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎	◎	
<u>(5) 情報セキュリティに関する情報収集</u>	<u>最新の情報セキュリティに関する技術情報や業界動向を入手し、それらを情報セキュリティ対策に反映させること。</u>	◎	◎	◎	◎	
<u>(6) 知識・技能</u>	<u>情報セキュリティに関する資格の保有者等一定以上の</u>	◎	◎	◎	◎	
		*	*	*	*	

	<u>ること。</u>					
	<u>情報通信ネットワークの現 イ 状を調査・分析する作業の 手順化を行うこと。</u>	◎	◎ *	◎ *	◎ *	◎
	<u>各工程における作業を明確 ウ にするとともに、工程間の 調整及び管理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
<u>(2)教 育・訓練</u>	<u>教育・訓練に関する計画の ア 策定及び実施を行う体制を 明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
	<u>教育・訓練の目的を明確に イ するとともに、終了後の実 施効果により計画の修正を 行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
	<u>情報通信ネットワークの円 ウ 滑な運用に必要な知識及び 判断能力を養うための教 育・訓練を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎ *
	<u>データ投入等における信頼 エ 性の高い作業能力を養うた めの教育・訓練を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>設備の保全に関する知識を オ 養うための教育・訓練を行</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *

<u>を有す る者の 配置</u>	<u>知識・技能を有する者を配 置すること。</u>				
<u>(7)情報 セキュ リティ に關す る利用 者への 周知</u>	<u>コンピュータウイルス又は 不正プログラムが混入した 際に、情報通信ネットワー クに対して利用者が与え、 又は情報通信ネットワーク の利用者が受ける可能性の ある影響とその対策につい て利用者に周知すること。</u>	◎	◎	二	二
<u>(8)社内 の重要 情報の 管理</u>	<u>ネットワーク内の装置類や ア サービスの属性に応じた情 報を分類すること。</u>	◎	◎	◎	◎
	<u>イ 情報管理に関する内部統制 ルールを整備すること。</u>	◎	◎	◎	◎
<u>(9)サイ バー攻 撃に備 えた管 理体制</u>	<u>サイバー攻撃発生時の迅速 な情報共有方法を確立する こと。</u>	◎	◎	二	二
<u>6. データ管理</u>					
<u>(1)体制 の明確</u>	<u>作業の分担、連絡体系、責 任の範囲等のデータ管理体</u>	◎	◎	◎	◎

	<u>うこと。</u>					
	<u>カ 防災に関する教育・訓練を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
	<u>キ 防犯に関する教育・訓練を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
	<u>ク 情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
	<u>ケ 電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>(3)設計</u>	<u>ア 将来の規模の拡大、トラフィック増加（端末の挙動によるものを含む。）及び機能の拡充を考慮した設計とすること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
	<u>イ トラフィックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策を講じた設計とすること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>

<u>化</u>	<u>制を明確にすること。</u>				
<u>(2)基準の設定</u>	<u>データ管理基準を設定すること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
<u>(3)作業の手順化</u>	<u>データ取扱作業の手順化を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
<u>(4)データの記録物の管理</u>	<u>ア 設備の仕様及び設置場所等のデータ並びに利用者に関するデータの記録物については、重要度による分類及び管理を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
	<u>イ 設備の仕様及び設置場所等のデータ並びに利用者に関するデータに対する従事者の守秘義務の範囲を明確にするとともに、その周知、徹底を図ること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
	<u>ウ 利用者の暗証番号等の秘密の保護に配慮すること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
	<u>エ 記録媒体の性能向上やシステム間の接続の拡充などによるリスクや脅威の拡大に応じた適時の点検及び見直しを行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>



ウ	重要な機器を導入する場合は、導入判定の統一基準を策定し、その基準に基づき品質の検証を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
エ	重要な機器を調達する場合は、サプライチェーンにおける情報セキュリティを考慮した機器を調達すること	◎	◎	◎	◎	◎
オ	サーバ等機器導入前の機能確認を十分に実施すること。	◎	◎	◎	◎	◎
カ	機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムについての検査手法、品質評価手法を事前に確認すること。	◎	◎	◎	◎	◎
キ	設備の設定値の誤設定・誤入力防止のため、委託業者と連携し、設定変更の確認事項等を明らかにすること。	◎	◎	◎	◎ *	◎
ク	設備の設定値の誤設定・誤入力防止のため、設定変更	◎	◎	◎	◎ *	◎

(5) ファイル等の遠隔地保管	重要なプログラム、システムデータ及び利用者に関するデータのファイル等については、前世代及び現世代のものを地域的に十分隔たった場所に別に保管すること。	◎	◎	◎	◎
(6) 重要データの漏えい防止対策	重要な設備情報（特に他社のセキュリティ情報等）の漏えいを防止するための適切な措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
7. 環境管理					
(1) 建築物の保全	保全点検を定期的に行うこと。	◎	◎	◎	◎
(2) 空気調和設備の保全	保全点検を定期的に行うこと。	◎	◎	◎	◎
8. 防犯管理					
(1) 体制の明確化	防犯体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎

	<u>後には、実機に導入する前に確認試験を行うこと。</u>					
ケ	<u>設備の不具合を事前に発見するために以下の試験を実施すること。</u>					
	<u>①デグレード試験</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>②過負荷試験</u>	<u>*</u>	<u>*</u>	<u>*</u>		
	<u>③商用環境に近い疑似環境における試験</u>					
ユ	<u>④品質の定量化試験</u>					
	<u>トラヒックの瞬間的かつ急激な増加への対策として、各装置の最大処理能力を超える負荷試験を実施すること。その際、実環境でのトラヒックパターンを参考に、複数のトラヒック条件での試験を実施すること。</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
サ	<u>相互接続性の試験・検証方式を明確にすること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
シ	<u>検収試験及び保守試験においては、実データを使用しないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、通信</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>

(2)管理 の 手順 化	<u>防犯管理の手順化を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
(3)建築 物、通信 機械室 等の入 出管理	<u>建築物、通信機械室等の入出管理を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
(4)か ぎ、暗証 番号等 の管理	<u>出入口のかぎ及び暗証番号等の適切な管理を行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
(5)防犯 装置の 管理	<u>防犯装置の保全点検を定期的に行うこと。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>
(6)入出 管理記 録の保 管	<u>入出管理記録は、一定の期間保管すること。</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
9. 非常事態への対応					
(1)体制 の明確 化	<u>連絡体系、権限の範囲等の非常時の体制を明確にすること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>

	<u>の秘密の保護及びデータの保護に十分に配慮する場合は、この限りでない。</u>					
	<u>重要な電気通信設備においては、冗長構成をとるよう</u> <u>にすること。</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
セ	<u>冗長構成をとる電気通信設備においては、予備系への切替動作が確実に</u> <u>行われることを確認すること。</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
ソ	<u>冗長構成をとる電気通信設備の予備系への切替ができ</u> <u>なくなった場合の復旧手順をあらかじめ準備するこ</u> <u>と。</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
タ	<u>設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標を策</u> <u>定すること。</u>	◎	◎	◎	○	二
(4)工事	<u>委託事業者等を含めた関連部門間で工事手順書を作成</u> <u>するとともに、その内容の検証を行うこと。</u>	◎	◎	◎	○	二
	<u>相互接続を行う場合は、接続先との間で設計・作業工</u>	◎	◎	◎	二	二

	<u>非常時における社員・職員、復旧に必要な業務委託先な</u> <u>いどへの連絡手段、社員・職員の参集手段の確保等の体制を整えること。</u>	◎	◎	○	○
ウ	<u>非常事態時における広域応援体制を明確にすること。</u>	○	○	○	○
エ	<u>相互接続を行う事業者等の間において、非常時の連絡体制や連絡内容を明確に</u> <u>すること。</u>	◎	◎	○	○
オ	<u>非常時における応急活動、復旧活動に際しては、国等の関係機関との連絡体制を</u> <u>明確にすること。</u>	◎	◎	○	○
カ	<u>非常時において、応急活動、復旧活動にかかわる連絡手段を確保するために必要な</u> <u>措置を講ずること。</u>	◎	◎	○	○
キ	<u>非常時における対応体制の検証・見直しを必要に応じて行うこと。</u>	◎	○	◎	○
(2)復旧対策の一	<u>復旧対策の手順化を行うこ</u> <u>と。</u>	◎	◎	◎	◎

	<u>程を明確にするとともに、その管理を行うこと。</u>					
ウ	<u>工事中に発生する可能性がある事故等に対して、復旧手順をあらかじめ準備すること。</u>	◎	◎	◎	○	ニ
エ	<u>工事終了後、各設備が想定した動作をしていることを確認すること。</u>	◎	◎	◎	○	ニ
オ	<u>設備更改時に必要となる作業をあらかじめまとめておくこと。</u>	◎	◎	◎	○	ニ
カ	<u>冗長構成をとる機器は、障害が発生した際に切替動作が確実に行われることを確認すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
(5)維持・運用	<u>設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、予備設備への切換え又は修理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>部外工事に係る情報や企画型ふくそうの原因となる情報等、情報通信ネットワー</u>	◎	◎	○	○	○

	<u>手順化</u>					
<u>10. 教育・訓練</u>						
(1)体制の明確化	<u>教育・訓練に関する計画の策定及び実施を行う体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎ *	◎ *	
ア	<u>教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。</u>	◎	◎	◎ *	◎ *	
	<u>情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	- *
(2)教育・訓練の内容	<u>データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	
	<u>設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。</u>	◎	◎	◎ *	◎ *	
	<u>防災に関する教育・訓練を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	
	<u>防犯に関する教育・訓練を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	
	<u>情報セキュリティに関する</u>	◎	◎	◎	◎	

	<u>クの健全な運用に必要な情報の収集のための措置を講ずること。</u>					
ウ	<u>保全・運用基準を設定するとともに、保全・運用に関する各種データの集計管理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
エ	<u>保全・運用作業の手順化を行い、手順書の作成を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎ *
オ	<u>経年劣化による自然故障が軽減するよう監視データの分析を行うこと。</u>	◎ *	◎ *	◎ *	◎	◎
カ	<u>定期的に保守点検を実施すること。</u>	◎	◎	◎ *	◎	◎
キ	<u>設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検を実施すること。</u>	◎	◎ *	◎ *	◎	◎
ク	<u>保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
ケ	<u>保守の委託を行う場合は、作業手順を明確にするとと</u>	◎	◎	◎	◎	◎

	<u>教育・訓練を行うこと。</u>					
<u>1.1. 現状の調査・分析及び改善</u>						
(1) 体制の明確化	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析を行う体制を明確にすること。</u>	◎	◎	◎	◎	
(2) 基準の設定	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析を行う項目、評価方法等の基準を設定すること。</u>	◎	◎	◎	◎	
(3) 作業の手順化	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析作業の手順化を行うこと。</u>	◎	◎ *	◎ *	◎	
(4) 改善	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じて、情報通信ネットワークの維持及び運用体制並びに手順書に反映させること。</u>	◎	◎	◎	◎	
イ	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状</u>	◎	◎	◎ *	◎ *	

	<u>もに、監督を行うこと。</u>					
	<u>故障等における迅速な原因分析のための事業者と機器</u>					
	<u>ユ 等の製造・販売等を行う者</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>や業務委託先との連携体制を確立すること。</u>					
	<u>サ 業務委託先の選別の評価要件の設定を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>シ 通信の秘密の確保に関する取組を実施すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>ス 復旧対策の手順化を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
<u>(6)情報セキュリティ対策</u>	<u>ア 情報セキュリティに関する情報収集を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>イ 情報セキュリティ対策についてその手法及び事前確認を十分行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>ウ 最新の情報セキュリティに関する技術情報や業界動向を入手し、それらを情報セキュリティ対策に反映させること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎

	<u>の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。</u>				
<u>1 2. 安全・信頼性の確保等の情報公開、電気通信事業者の取組等</u>					
<u>(1) ネットワークの安全・信頼性の確保に係る取組状況</u>	<u>ア 情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保の取組状況を適切な方法により利用者に対して公開すること。</u>	◎	◎	二	二
	<u>イ 電気通信設備の安全・信頼性の確保の取組に関する次の情報を適切な方法により利用者に対して公開すること。</u> ① 停電対策に関する情報 ② ネットワークの通信容量の設計に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等に関する情報 ③ 災害時における被災エリアの通信の確保に関する情報	◎	二	二	二
<u>(2) ネットワークの</u>	<u>ア 情報通信ネットワークの事</u>	◎	◎	二	二

	<u>コンピュータウィルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手</u>					
エ	<u>したときは、必要に応じて、電気通信業界で定めた緊急連絡先に、直ちに連絡すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>コンピュータウィルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手</u>					
オ	<u>したときは、必要に応じて、自社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブサイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>ネットワーク内の装置類や</u>					
カ	<u>サービスの属性に応じて情報を分類すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>データ管理基準を設定する</u>					
キ	<u>こと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎

<u>トワー</u>	<u>クの事</u>					
<u>故・障害</u>	<u>の状況</u>					
	<u>故・障害の状況を適切な方法により速やかに利用者に対して公開すること。</u>					
	<u>ふくそうが発生した場合には、その状況及び通信規制の実施状況を速やかに利用者に対して公開すること。</u>	◎	◎	＝	＝	
	<u>情報通信ネットワークにおいて、サービスを提供できなくなる場合などについて利用者へ周知すること。</u>	◎	◎	＝	＝	
(3)サー	<u>ビス提</u>					
	<u>供不可</u>					
	<u>に陥る</u>					
	<u>ケース</u>					
	<u>等の周</u>					
	<u>知</u>					
	<u>災害時には、不要不急の電話を控えること及び通話時間をできるだけ短く</u>					
ウ	<u>することについて、周知・要請し、災害用伝言サービスを含めた音声通話以外の通信手段の利用等を平常時</u>	◎	＝	＝	＝	

	<u>設備の仕様及び設置場所等のデータ並びに利用者に関するデータの記録物については、重要度による分類及び管理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
ケ	<u>データ取扱作業の手順化を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
コ	<u>設備の仕様及び設置場所等のデータ並びに利用者に関するデータに対する従事者の守秘義務の範囲を明確にするとともに、その周知、徹底を図ること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
サ	<u>利用者の暗証番号等の秘密の保護に配慮すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
シ	<u>記録媒体の性能向上やシステム間の接続の拡充などによるリスクや脅威の拡大に応じた適時の点検及び見直しを行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
ス	<u>情報管理に関する内部統制ルールを整備すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
セ	<u>監査時における確認項目の策定と定期的な内部監査及</u>	◎	◎	◎	○	○

	<u>から呼びかけること。</u>				
	<u>緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるような適切な措置を講ずること。また、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合は、ユーザに通知する措置を講ずること。</u>	◎	◎	二	二
ア	<u>情報セキュリティポリシーを公表すること。</u>	◎	◎	二	二
(4)情報セキュリティに関する取組	<u>コンピュータウイルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、必要に応じて、自社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブサイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を</u>	◎	◎	◎	◎



	<u>び外部監査を実施し、その結果を踏まえ情報セキュリティ対策全体の見直しを行うこと。</u>					
ソ	<u>重要な設備情報（特に他社のセキュリティ情報等）の漏えいを防止するための適切な措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎	○	○
タ	<u>サイバー攻撃への対策を講ずるとともに、発生時には迅速に情報共有する方法を確立すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
チ	<u>重要なプログラム、システムデータ及び利用者に関するデータのファイル等については、前世代及び現世代のものを地域的に十分隔たつた場所に別に保管すること。</u>	○	○	○	○	○
ツ	<u>コンピュータウイルス又は不正プログラムが混入した際に、情報通信ネットワークに対して利用者が与え又は情報通信ネットワークの</u>	◎	◎	◎	＝	＝

	<u>防止するための措置を講ずること。</u>					
ウ	<u>コンピュータウイルス又は不正プログラムが混入した際に、情報通信ネットワークに対して利用者が与え、又は情報通信ネットワークの利用者が受ける可能性のある影響とその対策について利用者に周知すること。</u>	◎	◎	＝	＝	
エ	<u>利用者が指定した特定の条件に該当する電子メールの受信を拒否する等の機能を設けること。</u>	○	○	＝	＝	
イ	<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。また、インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フ</u>	◎	◎	＝	＝	

	<u>利用者が受ける可能性のある影響とその対策について利用者に周知すること。</u>					
(7)ソフトウェアの信頼性確保	<u>ソフトウェアの要求仕様は、サービス内容や通信需要予測を踏まえて策定すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>ソフトウェア開発を委託する場合は、委託業者との連携により仕様誤認・設計開発面でのミスを防止すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
	<u>ソフトウェアバグによる動作不良等を防止するための監視項目・方法を事前に確認すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
	<u>ソフトウェアの試験は、商用環境に近い環境で試験を実施すること。</u>	◎	◎	◎	○	○
	<u>定期的にソフトウェアのリスク分析を行うとともに、更新の必要性を確認すること。</u>	◎	◎	◎	○	○

	<u>フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。</u>				
	<u>インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知すること。</u>	◎ *	◎ *	—	—
(6)電気通信事業者間等の情報共有	<u>電気通信事業者及びその業界団体は、電気通信事故に係る情報や再発防止策を業界で共有し、事故防止に向けた体制を整えること。</u>	◎ *	—	—	—
	<u>電気通信事業者は、アプリケーション開発者との間で、ネットワークの負荷を考慮したアプリケーションの開発手法等について情報共有すること。</u>	○	—	—	—

注 実施指針の欄中、「◎」、「◎\*」、「○」、及び「—」は、それぞれ次のことを示す。

◎ : 実施すべきである。

◎\* : 技術的な難易度等を考慮して段階的に実施すべきである。

	<u>使用しているソフトウェアカの安全・信頼性の基準及び指標を策定すること。</u>	◎	◎ *	◎ *	○	○
<u>(8)重要通信の確保</u>	<u>重要通信を扱う場合は、その通信の確保に関する取組を実施すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
<u>(9)ふくそう対策</u>	<u>ア 情報通信ネットワークのふくそうを回避するため、災害時におけるユーザの行動や端末の動作がネットワークに与える影響を事前に確認すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>イ 情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を図るため、利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>ウ 災害時等において著しいふくそうが発生し、又はふくそうが発生するおそれがある場合に、情報通信ネットワークの有効活用を図るため、相互接続する事業者が協調して通信規制等の措置</u>	◎	◎	◎	＝	＝

○ : 実施が望ましい。

＝ : 対象外。

		<u>を講ずるとともに、ふくそ うの波及防止手順の整備及 び長期的視点の対策に取り 組むこと。</u>					
	エ	<u>情報通信ネットワークの動 作状況を監視し、必要に応 じ、接続規制等の制御措置 を講ずること。</u>	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *	◎ *
	オ	<u>災害時優先通信の機能によ り他の通信の制限又は停止 を行った場合には、災害時 優先通信及び他の通信の疎 通の状況を記録・分析する こと。</u>	◎	◎	◎	—	—
	(10)緊 急通報	<u>緊急通報を扱う場合は、そ の通報の確保に関する取組 を実施すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
	(11)防 犯対策	ア <u>防犯管理の手順化を行うこ と。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
イ <u>入出管理記録は、一定の期 間保管すること。</u>		○	○	○	○	○	
ウ <u>建築物、通信機械室等の入 出管理を行うこと。</u>		◎	◎	◎	◎	◎	

	<u>出入口のかぎ及び暗証番号</u>					
	<u>エ 等の適切な管理を行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>建築物、防犯装置等の保全</u>					
	<u>オ 点検を定期的に行うこと。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
<u>(12) 現状の調査・分析・改善</u>	<u>災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合には、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録・分析すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状</u>					
	<u>イ の調査・分析を行う項目、評価方法等の基準を設定すること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状</u>					
<u>ウ の調査・分析作業の手順化を行うこと。</u>	◎	◎ *	◎ *	◎ *	◎	
<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状</u>						
<u>エ の調査・分析結果を、必要に応じ、情報通信ネットワ</u>	◎	◎	◎	◎	◎	

	<u>ークの維持及び運用体制並びに手順書に反映させること。</u>					
	<u>情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状オの調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。</u>	◎	◎	◎	◎ *	◎ *
<u>(13)情報提供</u>	<u>ア 情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保の取組状況を適切な方法により利用者に対して公開すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>イ 電気通信設備の安全・信頼性の確保の取組に関する次の情報を適切な方法により利用者に対して公開すること。</u> ① <u>停電対策に関する情報</u> ② <u>ネットワークの通信容量の設計に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等に関する情報</u> ③ <u>災害時における被災エ</u>	◎	◎	＝	＝	＝

	<u>リアの通信の確保に関する情報</u>					
<u>ウ</u>	<u>情報通信ネットワークにおいて、サービスを提供できなくなる場合などについて利用者に周知すること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
<u>エ</u>	<u>情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を図るため、必要に応じて利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
<u>オ</u>	<u>災害時においては、不要不急の電話を控えること及び通話時間をできるだけ短くすることについて、周知・要請し、災害用伝言サービスを含めた音声通話以外の通信手段の利用等を平常時から呼びかけること。</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
<u>カ</u>	<u>緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるよう適切な措置</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>

	<u>を講ずること。また、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合は、ユーザに通知する措置を講ずること。</u>					
キ	<u>利用者が指定した特定の条件に該当する電子メールの受信を拒否する等の機能を設けること。</u>	○	○	○	＝	＝
ク	<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。また、インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
ケ	<u>インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知</u>	◎ *	◎ *	◎ *	＝	＝



		すること。					
2. 事故発生時の取組							
(1) 報告、記録、措置及び周知	ア	迅速な原因分析のための関連事業者等との連携を図るよう取り組むこと。	◎	◎	◎	○	○
	イ	サイレント故障への対処も含め、速やかに故障を検知し、事故装置を特定すること。	◎	◎	◎	○	○
	ウ	障害の最小化対策を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
	エ	事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）をあらかじめ準備し、速やかに実施すること。	◎	◎	◎	○	○
	オ	一次措置が機能しない場合、二次措置（関連部門やベンダーへのエスカレーション等）を速やかに実施すること。	◎	◎	◎	○	○
	カ	接続電気通信事業者との連携を図るよう取り組むこと。	◎	◎	◎	＝	＝

	<u>サービス復旧のための手順及び取るべき措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>ふくそう発生時には必要最小限の通信規制を実施すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
	<u>重要通信を扱う場合は、ふくそう発生時等に当該通信を優先的に取り扱うこと。</u>	◎	◎	◎	—	—
(2) 情報提供	<u>事故・ふくそうが発生した場合には、その状況を速やかに利用者に対して公開すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
	<u>情報通信ネットワークの事故・障害の状況を適切な方法により速やかに利用者に対して公開すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
	<u>事故情報の利用者への提供窓口、方法、場所等に関する情報はあらかじめ利用者に周知すること。</u>	◎	◎	◎	○	—
	<u>情報の提供方法については利用者が理解しやすいように工夫すること。</u>	◎	◎	◎	○	—

	<u>オ</u>	<u>情報提供の手段を多様化する</u> <u>こと。</u>	◎	◎	◎	○	＝
	<u>カ</u>	<u>利用者と直接対応する販売</u> <u>代理店等に事故の詳細を周</u> <u>知すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>キ</u>	<u>MVNOに対してサービス</u> <u>を提供している場合は、迅</u> <u>速に障害情報を通知するこ</u> <u>と。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
<u>3. 事故収束後</u>							
<u>(1)再発</u> <u>防止策</u>	<u>ア</u>	<u>事故の規模にかかわらず、</u> <u>事故発生時の記録等に基づ</u> <u>く原因の分析・検証を行い、</u> <u>再発防止策を策定するこ</u> <u>と。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>イ</u>	<u>事故の分析・検証を開始し</u> <u>てから再発防止策を講じる</u> <u>までのスケジュールを構築</u> <u>すること。</u>	◎	◎	◎	＝	＝
	<u>ウ</u>	<u>事故の分析・検証の結果、</u> <u>必要に応じて設備容量や委</u> <u>託先等との契約内容の見直</u> <u>しを行うこと。</u>	◎	◎	◎	＝	＝

			<u>事故の内容・原因等が明らかになったとき、利用者に対してその情報を周知すること。</u>	◎	◎	◎	—	—
			<u>事故の内容・原因・再発防止策に関して、機密情報の取り扱いに留意して第三者による検証を受けること。</u>	◎ *	◎ *	◎ *	—	—
			<u>必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。</u>	◎	◎	—	—	—

注 実施指針の欄中、「◎」、「◎\*」、「○」、及び「—」は、それぞれ次のことを示す。

- ◎ : 実施すべきである。
- ◎\* : 技術的な難易度等を考慮して段階的に実施すべきである。
- : 実施が望ましい。
- : 対象外。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十二年郵政省告示第七十四号（情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程）は、廃止する。